

教第 5 号議案

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 20 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

学校園に勤務する職員の休暇にかかる教育長の承認を廃止するため。

「神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」等
の改正内容について

1. 改正の趣旨

学校園に勤務する職員の休暇にかかる教育長の承認を廃止する。

2. 改正する規則

- ①神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則
- ②神戸市立幼稚園の管理運営に関する規則
- ③神戸市立高等学校の管理運営に関する規則
- ④神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則

3. 具体的な改正内容

上記①～④の各規則において、以下の教育長承認を廃止する。

- ・引き続き3日以上にわたる校長の休暇の承認
- ・職員の海外旅行を目的とする休暇の承認

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 1 条 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（平成15年 2 月教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休暇) 第24条 職員の休暇の承認は、校長が行う。	(休暇) 第24条 職員の休暇の承認は、校長が行う。 <u>ただし、引き続き3日以上にわたる校長の休暇の承認は、教育長が行う。</u> <u>2 職員の海外旅行を目的とする休暇（第5条第1項第3号から第6号までに定める休業日を除く。）の承認は、教育長が行う。</u>

(幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第16条 職員の休暇の承認は、園長が行う。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第16条 職員の休暇の承認は、園長が行う。<u>ただし、引き続き3日以上にわたる園長の休暇の承認は教育長が行う。</u></p> <p><u>2 職員の海外旅行を目的とする休暇</u></p> <p><u>(園則第8条第1項第3号から第6号までに定める休業日を除く。)</u>の承認は教育長が行う。</p>

（高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第21条 職員の休暇の承認は、校長が行う。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第21条 職員の休暇の承認は、校長が行う。<u>ただし、引き続き3日以上にわたる校長の休暇の承認は、教育長が行う。</u></p> <p><u>2 職員の海外旅行を目的とする休暇(学則第5条第1項第3号から第6号までに定める休業日を除く。)の承認は教育長が行う。</u></p>

(特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第18条 職員の休暇の承認は、校長が行う。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第18条 職員の休暇の承認は、校長が行う。<u>ただし、引き続き3日以上にわたる校長の休暇の承認は教育長が行う。</u></p> <p><u>2 職員の海外旅行を目的とする休暇</u></p>

(学則第5条第1項第3号から第6号までに定める休業日を除く。)の承認は教育長が行う。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。